

# 序 論 (案)

## 第1章 総合計画の概要

---

### 1 計画策定の趣旨

---

本町では、昭和48年（1973年）に「開成町総合計画」を策定して以来、5次にわたり総合計画を策定し、計画的なまちづくりを推進してきました。

平成25年度（2013年度）を初年度とした12年間の計画である第五次開成町総合計画では、将来都市像を「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」と定め、その実現に向けて取組を進めてきました。

この間、人口の増加傾向を維持するとともに、南部地区土地区画整理事業の完了により「みなみ地区」が誕生し、小田急線開成駅急行停車が実現するなど、着実に町は発展してきました。

一方、社会経済情勢は大きく変化しています。地震、風水害などの自然災害の多発、原油価格等の物価高騰、全国的な少子高齢化や人口減少の進行とそれに伴う地域コミュニティの衰退といった従来からの構造的な問題はより深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、本町をより良い形で次の世代へ引き継ぐためには、これまで以上に町民主体のまちづくりを進めていくことが求められます。

令和6年度（2024年度）に計画期間が満了する第五次開成町総合計画の成果を引き継ぐとともに、本町が有する豊かな地域資源を有効に活用しつつ、地域の課題解決に柔軟に対応することで、将来にわたり本町の持続可能な発展を実現していくため、地域の全ての主体が連携・協力してまちづくりに取り組むことができるよう、「第六次開成町総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

### 2 計画の位置付け

---

総合計画は、町の最上位計画として、町の目指す姿を明らかにし、その実現に向けた施策の方向性を示すものです。

総合計画は、地方自治法により策定することが義務付けられていましたが、平成23年（2011年）の法改正で策定の義務が撤廃され、策定の判断は各市町村に委ねられました。

本町では、町民による自治活動を基本に、町民同士の共助を大切にしたい町民主体の自治を推進し、また、自立した自治体として総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的に、開成町自治基本条例第22条第1項で総合計画の策定を位置付けています。

### 3 計画の基本理念

---

開成町自治基本条例の前文では、「私たち町民は、「開成町の自治は、町民のためのものであり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるふるさととして守り育てていくため、町民自らが主役となり行動していきます。議会及び町長は、このような住民自治の精神にのっとり、町民の信頼にこたえ町民と協働して町政を運営していかねばなりません」と定めています。

この「住民自治の精神」を、本計画全体を貫く基本理念とします。

## 4 計画の性格、構成及び期間

---

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

### (1) 基本構想

町の目指す姿である将来都市像を明らかにし、その実現に向けた政策の目標や方向性を定めたもので、地域の全ての主体と将来都市像を共有し、その実現のためにそれぞれの主体が果たすべき役割を明らかにした公共計画です。

計画期間は、令和7年度(2025年度)を初年度として、8年後の令和14年度(2032年度)を目標年度とします。

### (2) 基本計画

基本構想に定める政策の目標や方向性を、より具体的に示すための基本的な計画で、実施計画の基礎となるもので、将来都市像の実現のために、町の執行機関(以下「行政」という。)が講じる手段を定めた行政計画です。

計画期間は、全体を前期・後期に分け、前期4年間(令和7年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)まで)、後期4年間(令和11年度(2029年度)から令和14年度(2032年度)まで)とします。

なお、各施策を実施する上で策定する個別計画については、原則として基本計画と整合・連動を図るものとします。

### (3) 実施計画

実施計画は、基本構想、基本計画に定められた施策に即した各事業内容と、事業スケジュールを明らかし、毎年度の予算編成の指針となるものです。

計画期間を3年間とし、社会経済情勢や財政状況の変化などに対応しつつ、計画内容の見直しを行います。

## 第2章 計画の背景

---

### 1 町のあゆみ

---

#### (1) 位置と自然的条件

開成町は、神奈川県西部の足柄上地区中央部に位置し、東京から70km圏内、横浜からも50kmの距離にあり、町域は東西1.7km、南北3.8km、総面積は6.55km<sup>2</sup>と県内で一番面積が小さな町です。また、本町の東には酒匂川が流れ、西には箱根外輪山、南には相模湾、北には丹沢山塊を望むなど、自然に恵まれたなだらかな平坦地です。

#### (2) 沿革

天正18年(1590年)の豊臣秀吉による小田原攻めに対し北条氏が降伏して、大久保忠世が小田原城主になると、開成町の旧村々は小田原城付村となりました。その後、明治4年(1871年)7月の廃藩置県により小田原県、同年11月には足柄県となり、明治9年(1876年)4月に神奈川県になりました。明治22年(1888年)4月の町村制施行により岡野村、金井島村、延沢村、円通寺村、中之名村、宮台村、牛島村の7村が合併して酒田村が誕生しました。そして、昭和30年(1955年)2月1日には、小田原藩当時から行政区域の変更もなく存続していた吉田島村と酒田村が合併して開成町が誕生しました。

開成町という町名の由来は、明治初期から両村組合立で開設した開成小学校からとったものです。もともとは「学問、知識を開発し、世のため成すべき務めを成さしめる」という中国の言葉(開物成務)が語源です。

### 2 人口動態

---

#### (1) 人口の推移

昭和30年(1955年)の合併当時は人口4,633人でしたが、温暖な気候や交通網の発達により住宅地としての発展を続け、令和2年(2020年)には人口18,329人となりました。合併当時と比較すると、人口は約3.9倍になっています。

#### (2) 人口増減数の推移

本町では、町内に流入する人の数が町外に流出する人の数を上回る「社会増」の状況が続いています。一方、生まれた人の数と亡くなった人の数の差である自然増減については、ここ数年はやや減少傾向で推移しています。

### 3 開成町を取り巻く状況

---

本計画の策定にあたって、社会経済情勢の変化を踏まえ、次の課題を計画全体において共通に認識すべき課題と位置付けました。計画全体で、解決のための取組を推進していきます。

#### (1) こどもを取り巻く環境変化への対応

近年、子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となり、大きく変わってきています。また、共働き家庭が増加し、保護者にとって子育てと仕事の両立が課題とされています。就労の有無や状況にかかわらず、子育てについて保護者の負担や不安、孤立感が高まっています。

#### (2) 未来を拓く人づくり



#### (3) 人生 100 年時代への対応

#### (4) 地域共生社会の実現

#### (5) 安全・安心な地域づくり

#### (6) 脱炭素社会の実現

#### (7) 魅力ある都市空間の創出

#### (8) 活力とにぎわいの創出

#### (9) 公民連携の推進

#### (10) デジタル社会の形成

#### (11) 持続可能な行政経営